

高情審答申第 9 号

平成 20 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 16 年 3 月 3 日付け高下建第 15407 号および同月 15 日付け高農第 16052 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、公開請求が同一であり、論点および処分内容も共通することから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「高松市情報公開審査会から高松市長に答申があった平成 14 年 8 月 9 日付け高情審答申第 7 号および第 8 号答申により開示すべきであるとされた部分を含む一切の文書」（以下「対象行政文書」という。）については、当該平成 14 年 8 月 9 日付け高情審答申第 7 号および第 8 号答申を経て、平成 18 年 8 月 23 日付高農第 364 号および同日付け高下建第 55 号により実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が決定をしており、本件は審査するに及ばないため、却下すべきである。

2 異議申立てに至る経過

本件 2 件について、平成 16 年 2 月 4 日に高松市情報公開条例（平成 12 年高松市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づく、対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、平成 16 年 2 月 17 日にそれぞれ一部公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例

の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて同月２７日に異議申立書を提出し，実施機関はこれを受け付けた。

３ 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (１) 本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (２) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (３) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例８条に違反し，本件処分は無効である。

４ 実施機関が非公開とした理由（経過）

【高農第１６０５２号の諮問に係るもの】

本件対象行政文書は，高松市食肉センターを郷東町へ移転・建設するにあたり，新地自治会と本市が交わした覚書，協議書および弦打漁業協同組合と本市が交わした覚書からなる。

これらの行政文書は，同一請求人からの平成９年１月３１日付け公開請求（以下，「第一次請求」という。）の対象公文書と同一であり，この案件（第一次請求）は以下のとおり本件公開請求時に異議申し立て手続き中であったため，本件公開請求は第一次請求からして二重請求となっていた。その後本件公開請求は，平成１３年３月２７日付け高農第１５０５３号（第一次請求に係る変更決定）と同一の決定を行なった。

なお，第一次請求については，その後，平成１８年８月２３日に異議申立てに係る棄却決定をした。

〔第一次請求〕

- ・ 公文書公開請求：平成９年１月３１日
- ・ 公開決定通知：同年２月１４日付け高衛第１２７７３号

- ・ 異議申立て : 同年 2 月 22 日受付
- ・ 審査会諮問 : 同年 3 月 19 日付け高衛第 14119 号
- ・ 変更決定通知 : 平成 13 年 3 月 27 日付け高農第 15053 号
- ・ 異議申立て : 同年 4 月 4 日受付
- ・ 審査会諮問（平成 9 年 3 月 19 日付け）取下げ
 : 同年 6 月 18 日付け高農第 3570 号
- ・ 審査会諮問 : 同年 6 月 18 日付け高農第 3571 号
- ・ 答申 : 平成 14 年 8 月 9 日付け高情審答申第 7 号
- ・ 決定（棄却） : 平成 18 年 8 月 23 日付け高農第 364 号

【高下建第 15407 号の諮問に係るもの】

本件対象行政文書は、東部下水処理場の施設の整備及び施設からの処理水の放流を行なうため必要となった、地元海域に漁業権を有する関係漁業協同組合団体に対する漁業損失補償等に関する「覚書締結決裁」と、その結果締結された「覚書」である。

これらの行政文書は、同一請求人からの平成 12 年 2 月 21 日の公開請求（以下、「第一次請求」という。）の対象公文書と同一であり、この案件（第一次請求）は以下のとおり本件公開請求時に異議申し立て手続き中であつたため、本件公開請求は第一次請求からして二重請求となっていた。その後本件公開請求は、平成 12 年 3 月 8 日付け高下建第 15530 号（第一次請求に係る決定）と同一の決定を行なった。

なお、第一次請求については、その後、平成 18 年 8 月 23 日に異議申し立てを棄却する決定を行なった。

〔第一次請求〕

- ・ 公文書公開請求 : 平成 12 年 2 月 21 日
- ・ 公開決定通知 : 同年 3 月 8 日付け高下建第 15530 号
- ・ 異議申立て : 同年 4 月 17 日受付
- ・ 審査会諮問 : 同年 5 月 10 日付け高下建第 1583 号
- ・ 答申 : 平成 14 年 8 月 9 日付け高情審答申第 8 号
- ・ 決定（棄却） : 平成 18 年 8 月 23 日付け高下建第 55 号

5 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年3月3日 (高下建第15407号)	諮問書受付
平成16年3月15日 (高農第16052号)	
平成20年2月19日 (高農第16052号の諮問に係るもの)	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年2月29日 (高下建第15407号の諮問に係るもの)	
平成20年3月28日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年4月23日	答申案審査
平成20年7月30日	答申案再審査
平成20年8月8日	答申